

令和5年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第4項の規定に基づき、同法に規定する廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者から報告のあった排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定結果を次のとおり公表する。

1 対象施設及び事業場数

令和5年度中に設置されていた施設(年度途中の廃止2施設含む)

大気基準適用施設 76施設 56事業場
水質基準適用事業場 13施設 10事業場

2 公表する対象施設と測定結果

設置者から県に対して、令和5年度中に報告のあった自主測定結果

3 自主測定結果

- (1) 大気基準適用施設
ア 排出ガス

報告のあった45施設(51件)の測定結果は、全て排出基準値以下であった。

表1 排出ガス中のダイオキシン類濃度状況 ()は報告件数

施設の区分			施設数	濃度分布 (ng-TEQ/m ³ N)				排出基準
				1以下	1超～5以下	5超～10以下	10超	
廃棄物焼却炉	処理能力2t/h未満	既設	19 (19)	17 (17)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10
		新設	15 (15)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	
	2t/h以上4t/h未満	既設	5 (11)	5 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5
		新設	5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
アルミニウム溶解炉	既設	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5	
計			45 (51)	41 (47)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	

イ ばいじん（集じん機で集めて排出される灰（飛灰、集じん灰等））

報告のあった32施設（27件）の測定結果のうち、処理基準が適用される23施設（21件）は、全て排出基準値以下であった。

表2 ばいじんのダイオキシン類濃度状況（ ）は報告件数

施設の区分		施設数	処理基準適用除外	処理基準適用		
				処理基準以下 (3ng-TEQ/g以下)	処理基準超 (3ng-TEQ/g超)	最小～最大 (ng-TEQ/g)
廃棄物 焼却炉	既設	15 (13)	7 (5)	8 (8)	0 (0)	0～1.4
	新設	17 (14)	2 (1)	15 (13)	0 (0)	0～2.2
計		32 (27)	9 (6)	23 (21)	0 (0)	

注 「処理基準適用除外」とは、セメント固化、薬剤処理等の安定化処理を行ったことにより、基準の適用を受けないものを示す。

ウ 燃え殻（炉低部から排出される灰（焼却灰等））

報告のあった35施設（32件）の測定結果は、全て排出基準値以下であった。

表3 燃え殻のダイオキシン類濃度状況（ ）は報告件数

施設の区分		施設数	処理基準適用除外	処理基準適用		
				処理基準値以下 (3ng-TEQ/g以下)	処理基準値超 (3ng-TEQ/g超)	最小～最大 (ng-TEQ/g)
廃棄物 焼却炉	既設	17 (16)	0 (0)	17 (16)	0 (0)	0～0.15
	新設	18 (16)	0 (0)	18 (16)	0 (0)	0～0.30
計		35 (32)	0 (0)	35 (32)	0 (0)	

注 「処理基準適用除外」とは、セメント固化、薬剤処理等の安定化処理を行ったことにより、基準の適用を受けないものを示す。

エ その他

- ・ばいじんが湿式排出ガス処理装置で処理され汚泥として処理されたもの。
(1施設1件)
- ・金属を回収するため、排出ガスを処理する集じん機で集めた灰。
(1施設1件)

についても、測定結果として報告があったが、いずれの測定結果も処理基準値以下であった。

表4 その他のダイオキシン類濃度状況 ()は報告件数

施設の区分		試料種別	施設数	処理基準適用		
				処理基準値以下 (3ng-TEQ/g以下)	処理基準値超 (3ng-TEQ/g超)	最小～最大 (ng-TEQ/g)
廃棄物 焼却炉	既設	汚泥	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.0000019
	新設	金属	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0
計			2 (2)	2 (2)	0 (0)	

(2) 水質基準適用事業場

報告のあった4事業場(4件)の測定結果は、全て排出基準値以下であった。

表5 排出水中のダイオキシン類濃度状況 ()は報告件数

事業場の区分		事業場数	処理基準適用		
			排出基準値以下 (10pg-TEQ/L以下)	排出基準値超 (10pg-TEQ/L超)	最小～最大 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉の 湿式集じん施設	既設	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0.00069 ～0.0027
	新設	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0.00011 ～0.00041
計		4 (4)	4 (4)	0 (0)	

※「既設」とは平成12年1月14日以前に、
「新設」とは平成12年1月15日以後に設置した施設を示す。

4 今後の指導等

令和5年度中に自主測定結果の報告がなかった設置者に対しては、毎年度報告するよう指導している。

5 自主測定結果の資料閲覧について

各事業所の測定結果は、県のホームページに掲載する。